

14. 印旛地域包括支援センター

【活動方針】

- (1) 第1号介護予防支援事業
- (2) 総合相談支援事業
- (3) 権利擁護業務
- (4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- (5) その他

在宅医療・介護連携推進事業

生活支援体制整備事業

認知症総合支援事業

地域ケア会議推進事業

平成 30 年度印西市印旛地域包括支援センター事業計画書

活動方針 地域住民の方が住み慣れた地域で安心した生活が続けられるように支援を行う。
(総合) 日頃の業務の中から圏域内の課題の把握に努め、その課題の把握の解決を図る。

(1) 第一号介護予防支援事業

介護予防ケアマネジメント

○要支援者及び基本チェックリストの記入結果、事業対象者に該当した場合は介護予防・日常生活支援を目的として、心身の状況や置かれている環境等に応じて、適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。

(2) 総合相談支援業務

地域におけるネットワークの構築

○今年度も、印旛地区民生委員・介護サービス事業所・医療機関・警察署・薬局等の地域関係者との顔の見える関係のネットワークを強化し、支援を必要とする高齢者への適切な支援、継続的な見守り、さらなる問題の発生を防止する。
○今年度は、地域住民が開催している催しや集まりに積極的に顔出しを行い、地域の心配事が包括支援センターに繋がるようなネットワークづくりの構築を図っていく。

実態把握

○高齢者世帯への戸別訪問・地域住民からの情報収集・ネットワークを活用しての事態調査を毎月行い、支援を必要とする高齢者を把握する。
○実態調査後は地域別の情報整理を行い、各地域の特性や課題を包括職員で共有する。

総合相談支援

○本人・家族・近隣住民・地域のネットワーク等からの多種多様な相談に対し、的確な状況把握を行い、適切なサービス又は制度に関する情報提供、関係機関の紹介を随時行っていく。
○専門的・継続的な関与又は緊急を要するケースについては、課題を明確にしたうえでより詳細な情報収集を行い、速やかに適切なサービスや制度につなぎ継続的な支援を行っていく。

(3) 権利擁護業務

成年後見制度の活用促進

○成年後見制度の利用が必要と思われた場合には、積極的に制度の説明や申し立てにあたっての関係機関の紹介を行う。
○地域の催しや集まりに参加し、地域包括支援センターの担う権利擁護の相談窓口の機能について周知活動を随時行っていく。

老人福祉施設等への措置の支援

○判断能力が低下した高齢者を虐待等から保護するため、老人福祉法の措置が必要な場合には市担当者に状況を報告し措置入所の実施を求める。

高齢者虐待への対応

- 予防と早期発見を主眼に地域住民や支援者に向け、相談先としての地域包括支援センターの役割を周知する。
- 虐待の事実を把握した場合には包括3職種での迅速な検討・共有後、市への報告を行う。
- 市が定期的開催する高齢者虐待事例検討会、高齢者虐待防止ネットワーク連絡会議に出席し、事例についての検討や協議を行う。
- 継続ケースについては市と調整の上、定期的なアセスメントを行い状況の悪化を未然に防ぐ支援を行っている。

困難事例への対応

○高齢者やその家族に重層的に課題が存在している場合や、高齢者自身が支援を拒否している等の困難事例を把握した場合、包括3職種で対応を検討し、必要な支援を行う。

消費者被害の防止

○消費者被害を未然に防止するため、市消費生活センターや警察との定期的な情報交換を行うとともに、予防と早期発見を主眼に関係機関や地域住民に対し必要な情報提供を行っていく。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

包括的・継続的なケア体制の構築

○医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関の関係を支援する。

地域における介護支援専門員のネットワークの活用

○地域の介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するために、介護支援専門員の相互の情報交換を行う場として「ケアマネ情報交換会」を定期的開催する。

介護支援専門員に対する指導・助言

- 介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、専門的な見地からの指導、助言を行う。又、資質向上を図る観点から市との協働で事例検討会や研修会を開催する。
- 支援困難事例に対し、必要に応じて同行訪問を行ったり、市・多職種・多機関と連携し、個別地域会議である「おもいやり地域会議」を開催し、介護支援専門員の
- サービス担当者会議開催場所の提供や会議への参加、事前準備への助言等担当者会議の開催を支援する。

(5) その他

在宅医療・介護連携推進事業

- 市が開催する「印西市在宅医療・介護連携推進会議」への参加。
- 在宅医療・介護連携推進における課題の抽出、解決策の共有。
- 市と共に医療関係者・介護関係者等の多職種による事例検討会や研修会の開催。

生活支援体制整備事業

- 印西市第1層の生活支援コーディネーターと協働し、地域の協議体や関係機関の会議へ参加する。
- 第2層の生活支援コーディネーターの配置及び第2層の協議体の運営については、印西市と委託契約を締結した上で人員を配置し、実施する。

認知症総合支援事業

- 認知症地域支援推進員などの配置。認知症の方が住み慣れた地域で安心して生活できるための支援体制を構築する。
印西市が開催する「認知症施策における人材育成意見交換会」への参加。
印西市が作成した「印西市認知症ケアパス」の改訂版作成への参加。
認知症サポーター養成講座の開催を自治会や地域の企業などに提案していく。
- 認知症の方とその家族に対する支援。
定期的に認知症カフェを開催し、認知所の人とその家族、地域住民、専門職が集い、認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症家族の介護負担の軽減を図る。
- 認知症初期集中支援チームとの連携。
必要に応じてチームとの同行訪問や情報共有を行い認知症の疑いのある方の支援を行っていく。

地域ケア会議推進事業

- 地域思いやりケア会議（個別ケース検討）の開催。
支援に困難を感じているケース、自立に向けた支援が難しいケース等の関係者や地域の人に参加し、問題解決に向けた検討を必要に応じ随時行う。
- 地域ケア推進会議（圏域ごとの地域ケア会議）の開催。
地域思いやりケア会議で把握した、地域で不足している社会資源・サービス・課題等について関係者で共有し検討を行う。年3回。
- 印西市地域ケア会議（市の地域ケア会議）への出席。
地域ケア推進会議では解決に至らなかった課題、市全圏域での検討が必要な課題について情報を共有しネットワークの構築や社会資源の開発に結び付ける。